

～「救急・集中治療における生命維持治療の
終了／差し控えに関する4学会合同ガイドライン」
撤回 を目指して～

有馬医師と語ろう

突然倒れて、病院に駆け込んだら、救急車で病院に担ぎこまれたら、誰もが命を助け
てもらえると考えます。今のところまだしばらくは、おそらく一旦救命してもらえるで
しょう。が、生命維持装置をつけたまま1週間程度経って、意識が戻らなかったり、回
復の兆しあまりなかったりしたら、「生命維持治療を続けるのは本人のためにならない」
「呼吸器をつけたままで生きていたいとご本人は希望していないはず」等々、生命
維持治療の終了が医師からささやかれる・・・かもしれません。

新たに、事実上の「安楽死」法＝「尊厳死」法推進が飛び出してきました。日本集中
治療医学会、日本救急医学会、日本循環器学会、日本緩和医療学会の4学会による「救
急・集中治療における生命維持治療の終了／差し控えに関する4学会合同ガイドライ
ン」（以下ガイドラインと表記）です。

これは例えば、医師が人工呼吸器を止めて、患者が死に至った場合であってもこのガ
イドラインに則って行われていれば、刑事罰に問われず、社会倫理的にもオッケーなの
だと説明しているのです。

私たちは5月にこのガイドライン撤回をめざす集会を行いました。今回は、5月の集
会のなかで、＜本来の「緩和」とはこういうものではないはずだ、患者本人にとってど
うかという点が一番大事なのに、ガイドラインは周りが患者の気持ちを勝手に判断して
いる。「緩和ケアの奪還」を目指したい＞と話された運営委員の有馬医師を囲んで、さ
まざまな観点からお話をお伺いしようと企画しています。

みなさま、ぜひお気軽にご参加いただき、このガイドライン撤回に向けた歩をすすめ
ていきましょう。

有馬医師を囲む会

日時 2026年7月5日(日)13時30分～16時30分



場所 エルおおさか 南館 72号室 資料代 500円

主催 やめて！！家族同意だけの「脳死」臓器摘出！市民の会
尊厳死法いらない連絡会

〒530-0047 大阪市北区西天満 1-9-13 パークビル中之島 501号
冠木克彦法律事務所内 TEL:06-6315-1517